

ソグド人漢文墓誌訳注(1)

## 固原出土「史射勿墓誌」(隋・大業六年)

ソグド人墓誌研究ゼミナール

### はじめに

本稿は、北朝末期から唐代にかけて中国に居住したソグド人のものと思われる漢文墓誌を解説し、それによって新たに得られる問題点を考察するものである。

ソグド人は中央アジア(特にソグディアナ)を原住地とするイラン系民族であり、彼らが隋唐時代の内陸東西貿易に大きな役割を果たし、さらにその一部がはるか東方の中国にまで移住したことは、桑原隲蔵・羽田亨等の諸先学の研究以来、わが国の歴史学界ですでに定説とされている。ソグド人の東方進出は、北朝末期の中国史料にすでに確認され、『周書』異域伝突厥の条に、突厥の族長土門が西魏に通商を求めたのに対し、西魏の宇文泰は「酒泉の胡の安諾槃陁」を使者として派遣したと記される。かつて松田壽男氏が、突厥の商業立国を主張する際に依拠された史料であるが、当時はこうした史料から、南北朝末期の中国を含む東西交易の一翼をすでにソグド人が担っていたと推測するにとどまっていた。

ところが、前世紀末から今世紀にかけて、中国ではソグド人のものと思われる墓地が次々と発掘調査され、同時に多数の墓誌が発見されるに至った。特に、一九八一年から始まった寧夏回族自治区固原県南郊の調査では、現在までに七点の墓誌が出土し、それらによってキッシュン<sup>Xi Xiu</sup>出身の史氏一族がソグド人どうしの通婚関係を維持し、独自の集落を形成していた様子がうかがいあがってきた。その後、一九九九年に太原市晋源区王郭村から隋・虞弘墓誌、二〇〇〇年に西安大明宮遺址北方から北周・安伽墓誌が出土し、さらに二〇〇三年には西安大明宮郷井上村からソグド文三三行、漢文一八行が刻された北周・史君

墓誌が発見され、同時にそれらの墓室内に残された石槨・石屏等の鮮やかな彫刻や、ペルシア銀幣・ビザンツ金幣等の出土品によって、われわれは北周・隋・唐期のソグド文化のあり様を目の当たりにすることとなったのである。

こうした新出史料の発見をうけて、二〇〇四年四月三日から二五日にかけて、北京・国家図書館で「粟特人在中国―歴史・考古・語的新探索国際研討会」が開催され、有意義な議論がなされた。しかし、残念ながらわが国では、いまだこれらの新史料が学界の共有資料となるまでには研究が進んでいない。殊に墓誌刻文は、従来の史料を補う極めて貴重な情報であり、その正確な録文と解説・注釈との提供は急がねばならない。

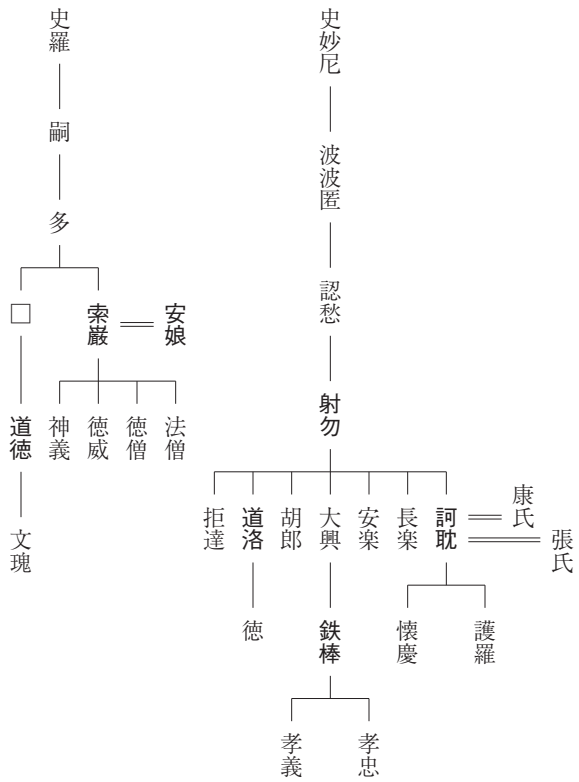
そこで、本連載を開始するものである。

## 固原の隋唐墓群と史氏一族

墓群は、寧夏回族自治区固原県西南の南郊郷にある。固原県と白馬山に挟まれた平坦な高原地帯の東南部にあたり、高原の西部では北周・李賢夫妻墓、宇文猛墓も発見されている。隋唐墓群は、南郊郷の羊坊村・小馬莊村・王澗壩村に分属し、東西四・六キロメートルにわたって分布する。調査は、一九八一年に寧夏固原文物工作站によって開始され、八四年に固原博物館が設立されると、同博物館考古隊、寧夏文物考古研究所に受け継がれ、八七年までに隋唐墓地八座が発掘された。その後、史道洛墓が日中合同の原州聯合考古隊によって発掘され、史氏一族の墓誌はこれまでに計七誌が発見された。それらを刻文の年代順に掲げれば、次のとおりである。

- ①「史勿射墓誌」(隋・大業六年、六一〇)
- ②「史道洛墓誌」(唐・顯慶三年、六五八)
- ③「史素巖墓誌」(唐・顯慶三年、六五八)
- ④「史素巖妻安娘墓誌」(唐・麟徳元年、六六四)
- ⑤「史訶耽墓誌」(唐・咸亨元年、六七〇)
- ⑥「史鉄棒墓誌」(唐・咸亨元年、六七〇)
- ⑦「史道徳墓誌」(唐・儀鳳三年、六七八)

また、これらの墓誌文から知られる血縁関係に基づいて系図を作成してみれば、次のとおりである(太字は墓誌出土)。



すなわち、固原史氏一族の系譜は、史射勿系と史索巖系とに分けられる。そこで本訳注では、先に史射勿の系譜を追いついで史索巖系の墓誌を取り上げ、その後に虞弘墓誌、安伽墓誌等を扱いたい。したがって、まず本号では「史射勿墓誌」を取り上げることとする。

さて、史射勿墓は小馬莊村北方に存在し、一九八七年七月に寧夏文物考古研究所によって発掘され、誌蓋と誌石が発見された。誌石は横四六・四、縦四五、厚さ六cm、誌文は全三三行、一行二四字で、最後の一行が空白とされている。書体は楷書で刻され、一部に異体字が見られる。なお、誌蓋には篆書で五行、一行四字で「大隋正議大夫右領軍驍騎將軍故史府君之墓誌」の二〇字が刻される。

## 参考文献

固原隋唐墓群の調査報告書

- ① 寧夏回族自治区固原博物館・羅豐編著『固原南郊隋唐墓地』（文物出版社、一九九六年）
  - ② 寧夏回族自治区固原博物館・中日原州聯合考古隊編『原州古墓集成』（文物出版社、一九九九年）
  - ③ 原州聯合考古隊編『唐史道洛墓』（勉誠出版、一九九九年）
- ソグド人関係出土史料の集成

④ 榮新江・張志清主編『從撒馬爾干到長安—粟特人在中国的文化遺迹』（北京圖書館出版社、二〇〇四年）

個別論文

- ⑤ 趙超「対史道德墓誌及其族属の一点看法」（『文物』一九八六一七）
  - ⑥ 馬馳「史道德的族属・籍貫及後人」（『文物』一九九一一五）
  - ⑦ 李鴻賓「史道德族属及中国境内昭武九姓」（『中央民族学院学报』一九九二—三）
- 日文による紹介・論考

- ⑧ 菅谷文則「『胡人』の墓を發掘する—寧夏固原史氏一族墓」（『月刊しにか』一九九八一七）
- ⑨ 山下将司「新出土史料より見た北朝末・唐初間ソグド人の存在形態—固原出土史氏墓誌を中心に」（『唐代史研究』一七、二〇〇四年）

以上のうち、「史射勿墓誌」の拓本写真は、文献①一八頁、②図版九二、④九〇頁に、録文は文献①一六—一九頁に、墓誌文と在来史料との基礎的な対照は文献①一八五—一九六頁に、それぞれ掲載される。墓室の構造や出土遺物、および発掘調査経過の詳細は、文献①七—三〇頁、②図版八三—九六を参照されたい。

（入稿後に、羅豐『胡漢之間—“絲綢之路”与西北歴史考古』（文物出版社、二〇〇四年九月）が刊行されたが、本稿では参照していない。）

## 「史射勿墓誌」訳注

### 凡例

- 1 本訳注は、録文・訓読・語釈・口語訳からなる。
- 2 テキストは、最も鮮明な上記文献②図版九二の拓本写真による。
- 3 録文は、極力テキストの字体に忠実に写し、一部の異体字は本字に改めた。改行、空格もテキストどおりとし、便宜上句読点を付した。また、訓読と語釈見出しの字体は録文に従い、その他は常用漢字を使用した。
- 4 語釈中における引用史料の典拠は次のとおりで、引用箇所を頁数で示した（後文「考察」も同様）。  
正史Ⅱ北京・中華書局標点本 『通典』Ⅱ同（一九八八年） 『資治通鑑』Ⅱ同（一九五六年）
- 5 本稿に登場する地名については、末尾「関連地図」を参照されたい。  
『元和郡県図志』Ⅱ同（一九八三年） 『楚辞』Ⅱ四部叢刊初編『楚辞補注』
- 6 担当は、原文第七行「掩討稽胡」までを福島恵、第一三行「入磧」までを吉田愛、銘文の前までを日比野洋平・谷口建速、銘文を酒井規史が分担執筆し、石見清裕がそれらをまとめ、またその他の部分を執筆した。本稿の責任の一切は、石見にあるものとする。

- 1 大隋正議大夫、右領軍驃騎將軍、故史府君之墓誌銘
- 2 公、諱射勿、字槃隋。平涼平高縣人也。其先出自西國。曾祖妙尼、
- 3 祖波波匿、並仕本國、俱為薩寶。父認愁、蹉跎、年髮、舛此宦途。公、
- 4 幼而明敏、風情爽悟、趨悍蓋世、勇力絕人。保定四年、從晉蕩公
- 5 東討。天和元年、從平高公、於河東作鎮。二年正月、蒙授都督。其
- 6 年二月、被使從郟國公、征王壁城。建德五年、又從申國公擊破
- 7 軹關、大蒙優賞。宣政元年、從上柱國齊王憲、掩討稽胡。開皇二
- 8 年、從上開府岐章公李軌、出向涼州、與突厥戰于城北。又、隨史
- 9 萬歲、羅截奔徒。開皇三年、應募、隨上開府姚辯北征、隨方剿撲。
- 10 又、從安豐公、高越、盡銳攻圍。十年正月、從 駕幸并州。十四年、
- 11 轉帥都督。十有七年、遷大都督。十九年、又、隨越國公素、絕幕、大
- 12 殲凶黨、噍類無遺。即蒙授開府儀同三司、以旌殊績。其年十一
- 13 月、勅授驃騎將軍。廿年、又、從 齊王入磧。仁壽四年、蒙賜粟
- 14 一千石、甲第一區、并奴婢、綾絹、前後委積。大業元年、轉授右領
- 15 軍驃騎將軍、又、蒙賜物三百段、米二百斛。其年、又、從 駕幸楊
- 16 州、蒙賜物四百段、錢六萬文。五年三月廿四日、遭疾、薨于私第。
- 17 時年六十有六。即以六年太歲庚午正月癸亥朔廿二日甲申、
- 18 葬于平涼郡之咸陽鄉賢良里。嗚呼、哀哉。世子訶耽、次長樂、次
- 19 安樂。朝請大夫、次大興、次胡郎、次道樂、次拒達、並有孝性、俱能
- 20 追遠。懼茲陵谷、乃作銘云。
- 21 洪源峻極、慶緒靈長。祚興石室、族熾金方。維公、降誕、家族載昌。
- 22 撫劍從驃、挺刃勤王。位以功進、賞以誠來。既登上將、即擬中台。
- 23 驚颯、何迅、崦光遽頽。何年何歲、松檟方摧。

【訓読】

大隋の正議大夫、右領軍驃騎將軍、故史府君の墓誌銘

公、諱は射勿、字は槃陁。平涼平高縣の人なり。其の先は西國より出づ。曾祖妙尼、祖波波匿は、並びに本國に仕え、俱に薩寶と為る。父認愁は、蹠蹠し、年髪にして、此の宦途に舛く。公、幼くして明敏、風情は爽悟、趨悍たること世を蓋い、勇力人は絶す。保定四年、晉蕩公に従いて東のかた討つ。天和元年、平高公に従い、河東に於いて鎮を作す。二年正月、都督を受けらる。其年二月、使いせられ、郟國公に従いて、王壁城を征す。建德五年、又、中國公に従いて軹關を撃破し、大いに優賞を蒙る。宣政元年、上柱國齊王憲に従いて稽胡を掩討す。

開皇二年、上開府岐章公李軌に従いて出でて涼州に向かい、突厥と城北に戦う。又、史万歳に随い奔徒を羅截す。開皇三年、募に應じ、上開府姚辯に随いて北のかた征し、方に随いて剿撲す。又、安豊公に従い、高越に鋭を盡くし攻め圍む。十年正月、駕の并州に幸するに従う。十四年、帥都督に轉ず。十有七年、大都督に遷る。十九年、又、越國公素に随いて絶幕し、大いに凶黨を殲ぼし、嚙類は遺ること無し。即ち開府儀同三司を受けられ、旌を以て績を殊にす。其の年十一月、勅もて驃騎將軍を授けらる。廿年、又、齊王に従いて磧に入る。

仁壽四年、賜粟一千石・甲第一區、並びに奴婢・綾絹を蒙り、前後委積す。大業元年、轉じて右領軍驃騎將軍を授かり、又、賜物三百段・米二百斛を蒙る。其年、又、駕の楊州に幸するに従い、賜物四百段・錢六万文を蒙る。

五年三月廿四日、疾に遭い、私第に薨す。時に年六十有六。即ち六年太歲庚午正月癸亥朔廿二日甲申を以て、平涼郡の咸陽郷賢良里に葬る。嗚呼、哀しいかな。

世子の訶耽、次の長樂、次の安樂は朝請大夫、次の大興、次の胡郎、次の道樂、次の拒達、並びに孝性有りて、俱に能く追遠す。茲の陵谷を懼れ、乃ち銘を作りて云う。

洪源は峻極にして、慶緒は靈長たり。祚は石室に興り、族は金方に熾んなり。維れ公、降誕し、家族は載ち昌んなり。劍を撫して驃に従い、刃を挺きて王に勤む。位は功を以て進み、賞は誠を以て来る。既に上將に登り、即ち中台に擬う。驚颯の何ぞ迅きか、崦光遽かに頽る。何れの年か何れの歳か、松楸方に摧けん。

【語釈】

① 「正義大夫」 隋・煬帝期の文散官、正四品。『隋書』卷二八、百官志下、隋煬帝官制（七九四頁）によると、煬帝の官制改革で設置される。『通典』卷三四、職官一六、文散官光祿大夫以下（九三六頁）に、「正義大夫、通議大夫、皆隋置散官、蓋取秦大夫掌論議之義。大唐並因之」とある。本墓誌文中には正義大夫を授けられた記載はなく、卒後の贈官であると思われる。

② 「右領軍驃騎將軍」 右領軍の統率下にある驃騎府の長官。後掲「考察」参照。

③ 「諱は射勿、字は槃陁」 天室一〇載（七五二）「燉煌県差科簿」に「安射勿槃陁」の名が見えるので（池田温『中国古代籍帳研究—概観・録文—』東京大学出版会、一九七九年、二七二頁）、ここは諱と字とを合わせた「射勿槃陁」がソグド語の音写であり、墓主の本名と思われる。吉田豊氏は、「射勿」(\**šdya niua*)をソグド語の第一の月の女神 *šymyc* に由来するソグド人名 *šymt* と同様であり、また「槃陁」(\**buan da*) はソグド語の「僕」の意である *bnk* の音写であるとする（吉田豊「ソグド語雑録(Ⅱ)」、『オリエント』三一—二、一九八八年、同「ソグド語雑録(Ⅲ)」、『内陸アジア言語の研究』V（神戸外国語大学外国学研究二一）、一九八九年、同「REVIEWS Corpus Inscriptionum Iranicarum. Part II : Inscriptions of the Seleucid and Parthian periods and of Eastern Iran and Central Asia. Vol.III : Sogdian. Part II : Sogdian and other Iranian inscriptions of the Upper Indus. By Nicholas Sims-Williams." in *Bulletin of the School of Oriental and African studies*, 57/2, 1994, p. 391）。

④ 「平涼平高縣」 現在の寧夏回族自治区南部の固原市一帯。六盤山の麓で、銀川・蘭州・西安からそれぞれ三〇〇〜四〇〇kmの距離に位置する。『隋書』卷二九、地理志上、平涼郡（八一—二頁）の条には、平涼郡には五つの県が属しており、そのうちの一つに平高県が見える。また、『元和郡県図志』卷三、関内道（五八頁）によると、同県内に関中四関のひとつである蕭関があり、古來、西域と西安・洛陽とを結ぶ交通の要地であった。

⑤ 「薩寶」 唐代以前には「薩保」、「薩甫」とも記される。吉田豊氏によると、ソグド語の *špww* の音写で、キャラバンのリーダーの意（吉田豊「ソグド語雑録(Ⅱ)」）。また、荒川正晴氏によると、薩宝は、北魏から隋にかけては、中国領内に居留するソグド人の聚落を統括させるためのものであり、唐代になると祇教（ゾロアスター教）及びその信徒の管理が重要な職務となったという（荒川正晴「北朝隋・唐代における「薩寶」の性格をめぐって」、『東洋史苑』五〇・五一合併号、一九九



八年、同「ソグド人の移住聚落と東方交易活動」、岩波講座世界歴史一五『商人と市場』、一九九九年。

⑥「蹉跎」 つまずく、時機を失う。ふしあわせて志を得ない。「楚辞」王褒、九懷、株昭（一四九頁）に「驥垂兩耳兮、中坂蹉跎（王逸注・蹉跎、失足）」とあり、本来はつまずくの意であるが、転じて唐代では張九齡「照鏡見白髮詩」に「宿昔青雲志、蹉跎白髮年」と見られるように、時機を失うの意で使われるようになった。

⑦「年髮」 老人の髪、老齡の意。

⑧「爽悟」 さとく、かしこいの意。

⑨「趨悍」 剽悍のこと。すばやくあらあらしいの意。張衡「西京賦」に「茂陵之原、陽陵之朱、趨悍虓豁、如虎如羆」とある。

⑩「勇力」 勇気があり、力が強い。『左伝』襄公二に「生叔虎、美而有勇力」とある。

⑪「晉蕩公に從いて東のかた討つ」 晋蕩公は、宇文護のこと。『周書』卷一一に立伝される。彼の東討については『周書』卷五、武帝紀上、保定四年（五六四）一〇月の条（七〇頁）に「甲子、詔大將軍、大冢宰、晋国公護率軍伐齊」とあり、あるいは『周書』卷二一、王謙伝（三四〇頁）に「（王）雄從晋公護東討」と見える。史射勿はこれに從ったと考えられる。

⑫「平高公に從い、河東に於いて鎮を作す」 北周期に平高公の封爵を持つのは、侯伏侯龍恩という人物だけである（『周書』卷五、武帝紀上、七八頁、同書卷四七、強練伝、八〇五頁）。しかし、彼が「河東に於て作鎮した」という記述はどこにも見あたらない。一方、隋代では李詢という人物が平高郡公の爵を有していた（『隋書』卷三七、李詢伝、一一二二頁）。李詢は、後掲語釈⑬の申国公李穆の甥にあたる。当時、李穆は原州刺史であり（『隋書』卷三七、李穆伝、一一一六頁）、墓主史射勿はしばしばこの李氏一族に從軍していることから、ここの「平高公」は本墓誌が刻された隋代の封爵によって記述したもので、李詢を指していると解釈する方が妥当であろう。

⑬「都督」 北周期の武官、位は七命。後掲「考察」参照。

⑭「郟國公」 北周の上大將軍王軌のこと。『周書』卷四〇、王軌伝（七一頁）には、建德五年（五七六）に郟国公邑三千戸に進爵されたとあるが、同書卷六、武帝紀下（一〇四頁）では、建德六年（五七七）九月の条に載せる。但し、史書には彼の王壁（玉壁）城征討の記事は見られない。

⑮「王壁城」『周書』『北史』『隋書』には王壁城は見えず、ここは「玉壁城」を指すと思われる。『周書』卷三一、韋孝寬伝

(五三八頁)に「保定(五六一)初、以孝寬立勳玉壁、遂於玉壁置勳州、仍授勳州刺史。齊人遣使至玉壁、求通互市」とあり、北周期には勳州が置かれた。山西省稷山県の西南。同地は、西魏・北周と東魏・北齊とが常に対峙した要衝。

①⑥「申國公に從いて軹關を擊破し」申國公は北周・李穆を指す。『周書』卷三〇、李穆伝(五二八頁)に、「天和二年(五六七)、(李穆)進封申國公。……建德元年(五七二)遷太保、尋出為原州總管。四年、高祖東征、令穆率兵三萬、別攻軹關及河北諸郡、並破之」とあり、李穆は軹關遠征を前年の建德四年(五七五)のこととしているが、李穆が原州總管であったことから、史射勿の軹關攻撃はこれに従軍したものと思われる。前掲語釈⑫のごとく、李穆は当時原州刺史であった。墓誌には続いて「大いに優賞を蒙る」とあるが、『周書』卷二九、伊婁穆伝(五〇〇頁)に「從柱國李穆平軹關等城、賞布帛三百疋、粟三百石、田三十頃」と見え、史射勿もこうした褒賞に準じたのであろう。なお、軹關は『元和郡縣圖志』卷一六、河北道一(四四四頁)に「第一日軹關陁、今屬河南府洛源縣」とある。現在の河南省洛源市一帯。

①⑦「上柱國齊王憲に從いて稽胡を掩討す」齊王憲とは、宇文憲のこと。『周書』卷六、武帝紀下、建德六年(五七七)一一月の条(一〇四頁)に「庚午、……是月、稽胡反、遣齊王憲率軍討平之」とあり、宇文憲の稽胡(匈奴の別種とされる)の平定に史射勿が從っていたと考えられる。「掩討」は、敵の不意を襲って討つ意。

①⑧「上開府岐章公李軌」北周の大將軍李賢の子、李軌のこと。固原県南郊深溝村から出土した李賢の墓誌に「次子軌帥都督昇遷伯 次子詢都督左侍上士」とあり(文獻②図版五三)、前掲語釈⑫の李詢の兄とわかる。『北史』卷五九、李賢伝附孝軌伝・詢伝(二一〇八頁)には「吉弟孝軌、開府儀同大將軍、升遷縣伯、後封奇章公」とあり、孝軌と記されるが、李詢の字が孝詢であることから、彼の場合も名が軌、字が孝軌であった可能性が高い。

①⑨「涼州」現在の甘肅省武威市一帯。

②⑩「史万歳」京兆杜陵の人。若いときから騎射を善くして兵書を好み、突厥にも恐れられるほど武に秀でていたが、楊素の讒言により殺された。『隋書』卷五三(一三五三頁)・『北史』卷七三(五二五三頁)に伝がある。史万歳の突厥関連記事は、『資治通鑑』卷二七五、陳紀(五四六四頁)には開皇三年(五八三)に載せており、開皇二年の動向は不明である。

②⑪「上開府姚辯」隋代に、靈州總管・大將軍・左武侯大將軍などを歴任。大業七年(六一一)に卒す。『隋書』卷二、高祖紀下(四〇頁)には開皇一六年(五九六)以降の記事、卷八四、突厥伝(二八七三頁)にも開皇一七年以降の記事しがなく、正史からは姚辯の開皇三年の動向は不明であるが、『金石萃編』卷四〇に姚辯墓誌が収録されており、そこには「開皇元年

授上開府儀同三司進爵為公增邑為一千戶……三年匈奴復入涼州 詔以公為行軍都督前後衝擊晝夜攻圍」とあり、繫年が本墓誌と一致する。

⑳ 「安豊公に従い、高越に鋭を盡くし攻め圍む」安豊公は竇榮定のこと。扶風平陵の人。北周・文帝の傘下に入り、北斉を討って功績をあげた。妻は隋・文帝の長姉。隋代に、上柱国・右武衛大將軍となり、安豊郡公に封ぜられた。『隋書』卷三九、竇榮定伝（一一五一頁）に「突厥沙鉢略寇辺、以為行軍元帥、率九總管、步騎三万、出涼州。与虜戰於高越原」とある。また、高越原は『中国歴史地図集』五では、涼州の北方に比定されている。

㉑ 「并州に幸する」并州は現在の山西省太原市一帯。『隋書』卷二、高祖紀下、開皇一〇年の条（三四頁）には、二月庚申、幸并州」とある。

㉒ 「帥都督」隋・文帝期では従六品の武散官。後掲「考察」参照。

㉓ 「大都督」隋・文帝期では正六品の武散官。後掲「考察」参照。

㉔ 「越国公素」楊素のこと。弘農華陰の人。初め、北周・武帝に仕えて、車騎大將軍となる。後、隋・文帝に従って天下を定め、上柱国となり、越国公に封ぜられた。晋王広と深く結び、広が皇帝（煬帝）となるに及び司徒に至ったが、驕横な振る舞いをしたことから帝に忌まれ、楚公に改封された。『隋書』卷四八（二二八頁）、『北史』卷四一（一五〇九頁）に立伝。

㉕ 「絶幕」砂漠を横断すること。絶漠に同じ。この楊素の行軍については、『隋書』卷四八、楊素伝（二二八五頁）に「開皇」十八年（五九八）、突厥達頭可汗犯塞、以素為靈州道行軍總管、出塞討之」とあり、靈州方面への対突厥防衛戦を指す。すなわち、この絶漠とは、オルドス西南部の横断をいう。なお、右の楊素伝は、この遠征を開皇一八年としているが、『資治通鑑』は開皇一九年二月の条にかけており、繫年が本墓誌と一致する。

㉖ 「噍類」食べて生活する者。生民。

㉗ 「開府儀同三司」漢魏には三司（三公）待遇の者を称したが、その後名目化し、隋・文帝期では正四品の武散官の称号となった。『隋書』卷二八、百官志下（七九四頁）参照。

㉘ 「驃騎將軍」隋・文帝期では正四品の武散官。

㉙ 「齊王」齊王暕。煬帝の子。開皇一三年（五九三）に豫章王に立てられ、大業二年（六〇六）になって齊王に進められた。開皇年間の記事には他に、一九年に内史令になったことが書かれているだけであり、彼が「磧に入」ったという記載は正史

には見られない。『隋書』卷五九（一四四二頁）、『北史』卷七一（二四七九頁）に立伝。

③② 「仁寿四年」 西暦六〇四年。この年七月、文帝が死去し、煬帝が即位した。以下の賜物は煬帝即位に関わるものであろう。

③③ 「揚州に幸する」 揚州は現在の江蘇省揚州市一帯。隋代には江都とも称された。大業元年（六〇五）の行幸については『隋書』卷三、煬帝紀、大業元年の条（六五頁）に「八月壬寅、上御龍舟、幸江都」とある。

③④ 「世子の訶耽」 同じく固原から「史訶耽墓誌」が出土している。同墓誌には「父陁、隋左領軍驃騎將軍」とあり、この「陁」は史射勿の字槃陁の略と考えられる。

③⑤ 「朝請大夫」 隋・煬帝期の文散官、正五品。『通典』卷三四、職官一六、文散官（九三七頁）に「朝請大夫、隋置散官、取漢將軍公卿年高德重者、以列侯就第特進奉朝請之義。大唐因之」とある。

③⑥ 「大興」 同じく固原から「史鉄棒墓誌」が出土している。同墓誌には「祖槃陁、皇朝左領軍驃騎將軍。父大興、皇朝上驍都尉・右衛安化府軍頭」とあり、槃陁（史射勿）―大興―鉄棒という系譜が分かる。

③⑦ 「道樂」 同じく固原から「史道洛墓誌」が出土しており、同一人物と思われる。

③⑧ 「石室」 宗廟中に神主を蔵する石造りの室のこと。「祚は石室に興り」の一節は、『周書』卷五〇、異域伝下、突厥の条（九〇七頁）などに見える北方民族の始祖伝説を想起させる。しかし、墓誌は明らかにソグド人のものであり、当時の中国人がソグド人と突厥人を混同していたかどうかは問題であるので、前記の解釈にしたがっておく。

③⑨ 「金方」 西方の意。五行の配当による。

④① 「中台」 漢代以来、上台・中台・下台の星（三台）に、太尉・司徒・司空の三公をなぞらえ、中台は司徒もしくは司空を指す。ただし、「即ち中台に擬う」の一節は、一二行目の「開府儀同三司」の受官を踏まえているので、ここは「三公の地位」の意で使用している。

④② 「崦光」 夕陽の意。崦は崦嵫。『楚辞』離騷（一五頁）に「吾令羲和弭節兮、望崦嵫而勿迫（王逸注…崦嵫、日所入山也）」とある。

④③ 「松檟」 まつとひさぎ。墓に植えられるので、墓地を象徴する。

## 【口語訳】

大隋の正議大夫・右領軍驃騎將軍、故史府君の墓誌銘

故人は本名は射勿、字は槃陁。平涼郡平高県の人であつて、その先祖は西國の出である。曾祖父の妙尼、祖父の波波匿は、ともに本國に仕え、二人とも薩宝であつた。父認愁は、思うようにならぬまま年だけを取り、官途は順調ではなかつた。

公は、幼いときから物事に明るく、志すところは聡明であり、勇ましさは他を圧倒し、勇氣は人並みはずれていた。保定四年（五六四）、晋蕩公に従軍して東方の北齊を討伐した。天和元年（五六六）、平高公に従軍し、河東で軍鎮を作つた。二年（五六七）正月、都督を授けられた。その年の二月、使者として派遣され、郊國公に従軍し、玉壁城を征討した。建徳五年（五七六）、また申國公に従軍し、軹関を撃破し、大いに褒賞を授けられた。宣政元年（五七八）、上柱國・齊王の宇文憲に従軍し、稽胡を攻め討つた。

開皇二年（五八二）、上開府・岐章公李軌に従つて涼州に赴き、突厥と涼州城の北方で戦つた。またその後、史万歳に従ひ、突厥の逃亡兵を捕らえ滅ぼした。開皇三年（五八三）、募兵に応じて、上開府姚辯に従つて北征し、策略によつて敵を打ちのめした。又、安豊公に従軍して、高越原では氣力の限りを尽くし敵を攻め困んだ。一〇年（五九〇）の正月、皇帝の并州への行幸に従つた。一四年（五九四）、帥都督の職に転じた。一七年（五九七）、大都督に昇格した。一九年（五九九）、又、越國公楊素に従つて砂漠を横断し、大いに賊を殲滅し、生きている敵はいないほどであつた。そこで開府儀同三司を授かり、旌旗で他の者とは功績が異なることを表した。その年の十一月、勅を受けて驃騎將軍を授けられた。二〇年（六〇〇）、また、齊王に従つて砂磧へ進攻した。

仁壽四年（六〇四）、粟一千石と立派な邸宅一件、及び奴婢・絹帛を賜り、大いに財を蓄えた。大業元年（六〇五）、転任して右領軍驃騎將軍を授かり、布帛三百段と米二百斛を賜つた。その年、再び皇帝の楊州への行幸に従ひ、布帛四百段と錢六万文を賜つた。

五年（六〇九）三月二十四日、病のために私邸で亡くなつた。享年は六十六であつた。六年（六一〇）庚午の年の正月二十日、平涼郡の咸陽郷賢良里に葬つた。ああ、なんと哀しいことであらう。

嫡子の訶耽、次子の長楽、朝請大夫である次の安楽、その弟たちの大興、胡郎、道楽、拒達はみな親孝行な性格であるため、父親の美德を偲んだ。そしてこの陵墓を敬ひ畏れ、次のごとく銘を作つた。

大いなる源が高遠であり、めでたいきざしは長く続く。運祚は祖先の宗廟よりおこり、一族は西方で栄えた。史君が生まれ

て、この一家は繁栄することになった。剣に手をかけて従軍し、刀をとって王者の業を助けた。功績を上げて昇進し、誠実な勳きで褒賞を得た。將軍の地位に昇りつめ、位は三公に準じるほどになった。しかし、つむじ風の何とはやく吹き去ることか。夕陽はにわかになんて没してしまった。いつまでもいつまでも、松檟が朽ちるまで、この墓の続かんことを。

## 考 察

### 墓主とその生涯

本墓誌文の内容は、五段落に分けられよう。すなわち、①誌題（第一行）、②先祖に関する記述（第三行まで）、③墓主の生涯の重要な出来事（第一六行まで）、④墓主の死亡・埋葬と遺子に関する記述（第二〇行まで）、⑤銘文、のごとくである。全文の字数は少なく、文章は平易で古典の引用もなく、さほど複雑な構成ではない。

墓主「史射勿」は、在来史料中に彼に相当すると思われる人物が一切見当たらず、本墓誌の出現によって初めてその存在が知られた。その本貫は、墓誌には「平涼平高県の人」と記されている。そもそも史姓は、古来中国に存在し、また阿史那懷道を史懷道と称するように突厥人の姓の例もある。しかしながら、本墓誌には先祖は「西国より出づ」と記され、さらに射勿の子の「史訶耽墓誌」には「史国王の苗裔なり」と刻されるので、明らかにキッシュ出身のソグド人が平涼郡平高県（現固原県）に移住してきた家系と見てよい。墓主は諱が射勿、字が槃陀と記されているが、語釈③で見たごとく、射勿槃陀が本名の漢字音写と思われる。このように名を分解して記述する例は、外来語の音写と考えられる「菩薩」という名を、「君、諱は菩、字は薩」と刻す洛陽出土のソグド人「安菩墓誌」（唐・景龍三年、七〇九）等にも見られる。

さて、墓主一族が中国に移住したのは、墓主の父認愁の晩年期で、彼は祖先を継いで行商隊の首領格であったと思われるが、何らかの理由でその地位を失い、平高県に居を構えたことがうかがわれる。墓誌によれば、墓主は隋・大業五年（六〇九）に六六歳で没しているので、五四四年に生まれたことになる。中国では北魏が東西に分裂した一〇年後にあたる。墓誌文に初めて登場する年号が四行目の北周・保定四年（五六四）、墓主二一歳の年であるので、墓主の中国移住はまだ年少の時期であった。

中国移住後の史射勿の事績を年代順にまとめれば、次のごとくである。

(五五六年北周成立)

五六四年(二一歳) 宇文護に従い東討

五六六年(二三歳) 平高公に従い河東に作鎮

五六七年(二四歳) 都督を受官、王軌に従い玉壁城に使いする

五七六年(三三歳) 李穆に従い軹関を撃破

(五七七年北齊滅亡)

五七八年(三五歳) 宇文憲に従い河東に稽胡討伐

(五八一年隋成立)

五八二年(三九歳) 李軌に従い涼州方面に対突厥遠征、史万歳に従い突厥追撃

五八三年(四〇歳) 姚辯に従い北征、竇榮定に従い涼州方面に対突厥遠征

五九〇年(四七歳) 隋・文帝の并州行幸に随行

五九四年(五一歳) 帥都督を受官

五九七年(五四歳) 大都督を受官

五九九年(五六歳) 楊素に従い靈州方面に対突厥遠征、開府儀同三司・驃騎將軍を受官

六〇〇年(五七歳) 齊王に従い入磧して対突厥戦

(六〇四年煬帝即位)

六〇五年(六二歳) 右領軍驃騎將軍を受官、煬帝の揚州行幸に随行

六〇九年(六六歳) 死去

すなわち、北齊の滅亡までは墓主はおもに河東(山西)方面への対北齊戦に従軍し、以後は北方・西北方面への対突厥戦に従軍している様子が見てとれる。それにともなつて、彼の地位も、都督↓帥都督↓大都督↓開府儀同三司・驃騎將軍↓右領軍驃騎將軍のごとくに昇官している。

しかしながら、さらによく考えてみると、墓主は五一歳で帥都督を授与されるまで、一貫して「都督」の肩書で北周・隋の軍事行動に参加していたことになる。それならば、この場合の「都督」とは一体何であろうか。



## 都督について

『周書』を續けば、北周期には数種の都督の存在が知られる。たとえば、西魏建国前後には賀拔岳・趙貴・侯莫陳崇などの将が都督を称するが、これらの者の多くは後に八柱国・十二大將軍と呼ばれる関中霸權樹立の立役者であり、こうした都督と本墓主を同一視する訳にはいかない。宇文泰が号した関西大都督も同様である。ついで目につくのは、都督中外諸軍事や都督某州諸軍事（某は数州を帯びる場合が多い）などの都督であるが、こうしたケースは同時に郡公などの高い封爵をあわせ持ち、相当大規模の軍兵を動かす権限を有しており、やはり本墓主の例にはふさわしくないであろう。太祖（宇文泰）などの帳内都督や親信都督はある高権力者の直属の將校であり、防城都督というのもある特定の城市の防衛を担う兵帥であると思われる。しかし、これらとは別に、単に都督の称号を帯びる人物が、顕貴の遠征に従軍するケースも見られる。一例をあげれば、

『周書』卷二一、楊寬伝（二六五頁）に、

邢杲反するに、寬、都督を以て太宰・上党王元天穆に従い、討ちて之を平らぐ。

とあり、同書卷一五、于寔伝（二五一頁）に、

都督を加えられ、又、太祖に従いて邙山に戦う。

とある。しかも、これら都督の中には、本墓主と同様に、後に帥都督、大都督へと昇格する例も少なくない。とすれば、墓主史射勿が称した都督は、これらと同性格の地位であったと見て、太過ないであろう。

なお、都督は、塩池や隴右・原州・塩州・苑川・沙苑等の牧監にも置かれるが、原州は羊牧に大都督と尉が、駝牛牧に尉が設置されるだけで、都督・帥都督は存在しない。

それならば、史射勿の場合の都督とは、一体どのような兵制上の位置にあるものであろうか。

五四三年、西魏の宇文泰は邙山の戦いで東魏に大敗北を喫し、多大の兵力を失った。そのため彼は、新たな兵力の増強策を講じねばならなかった。『周書』卷一、文帝紀下、大統九年（五四三）三月の条（二八頁）に、邙山の敗戦直後のこととして、是に於て、広く関隴の豪右を募り、以て軍旅を増す。

とあり、同書卷三七、郭彥伝（六六六頁）に、

大統十二年（五四六）、初めて当州の首望を選び、郷兵を統領せしむ。（郭彥）帥都督・持節・平東將軍に除せらる。



とあり、さらに同書卷三三、蘇椿伝(三九五頁)に、

(大統)十四年(五四八)、当州の郷帥を置き、郷望の衆心に允当するに非ざるよりは、焉に預かるを得ざらしむ。

と記される。これらの「関隴豪右の広募」策、「当州首望の郷兵統領」策、「当州郷帥の設置」策が、いずれも宇文泰の兵力増強策であることについては、諸先学の解釈は一致している(浜口重国「西魏の二十四軍と儀同府」、『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、一九六六年、菊池英夫「北朝軍制に於ける所謂郷兵について」、『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』九、大文学部東洋史研究室、一九五七年、唐長儒「魏周席兵制度弁疑」、『魏晋南北朝史論叢』生活・読書・新知三聯書店、一九五五年、谷霽光『府兵制度考釈』上海人民出版社、一九六二年、谷川道雄「西魏二十四軍の成立と豪族社会」、『増補隋唐帝国形成史論』筑摩書房、一九九八年)。

そして、これらを用いた具体的事例として、同書卷三二、柳敏伝(五六〇頁)に、

(柳敏)帥都督を加えられ、本郷の兵を領す。俄かにして大都督に進む。

とあり、卷三九、韋瑱伝(六九四頁)に、

(韋瑱)望族を以て、兼ねて郷兵を領し、帥都督を加えらる。

と見える史料も、これまで西魏・北周の府兵制研究ではしばしば取り上げられてきた。

問題は、文帝紀の「広募豪右」と、郭彦伝・蘇椿伝の「統領郷兵」「当州郷帥設置」との関係である。先学の多くは、これらの政策が、増兵策の一連の経過と解するか、または「統領郷兵」「当州郷帥設置」を「広募豪右」の具体例と解されてきた。この問題を、さらに一歩掘り下げたのは、谷川氏である。氏は、「豪右」は、家柄では関中郡姓のような「郡望」には及ばず、社会的影響力は卑レベルにとどまり、その統率する軍団も大部隊ではないような群小豪族層を指し、一方「郷帥」の方は、それら豪右を統率して、彼らの兵力を国軍全体に組織する立場の者を指すのであり、とすれば郷帥は郡望以外には考えられなると分析されたのである。この解釈に従うならば、われわれはここから、次のような上下関係の図式を想定できようであろう。

郷帥(郡望) — 豪右(群小豪族) — 郷兵

とすると、郷帥が帯びた軍職は、前掲『周書』五史料のうち三史料に「帥都督」と記されるのであるから、その下で郷兵を率いる豪右の帯びる軍職は「都督」が最もふさわしいことになるであろう。とすれば、宇文泰の増兵策によって、豪右の都督が多数誕生したことになるであろうが、北魏末から東西魏にかけての華北の大動乱によってこの官に任命された者が夥し

い数にのぼったことは、すでに浜口氏（前掲論文）によって指摘されている。また、『周書』卷五、武帝紀上、建徳元年（五七二）の条（八一頁）に、

十一月……庚戌、羌橋に行幸し、京城以東の諸軍の都督以上を集め、頒賜はんしすること差有り。……十二月壬申、斜谷に行幸し、京城以西の諸軍の都督已上を集め、頒賜すること差有り。

とあり、これによっても関中に広く都督以上の諸軍が分布していることが見て取れる。

史射勿の場合は、平高泉の郷兵を率いて度々軍事遠征に従軍していたのである。ただし、それが全てソグド人とはいえないかもしれない。なぜなら、彼の周囲に漢文墓誌を撰する人間がいたことは確かだからである。しかし、そうはいつても、やはりソグド人が中心だったと考えてよいのではあるまいか。彼の一族は父親の代まで薩宝だったのであり、その家柄は「史国王の苗裔」とまで記されるからである。

それならば、ソグド人が都督として領兵する例は、他に見られるであろうか。『周書』卷一九、楊忠伝（三一五頁）には、西魏の荊州討伐を記して、

（独孤）信、（楊）忠と都督康洛兒、元長生とをして前驅と為し、馳せて其の城に至らしむ。……忠、洛兒、長生と城に乗りて入る。

と見え、ここに都督康洛兒なる人物が登場する。唐・天宝年間の敦煌從化郷「差科簿」には、曹好兒・康俊兒・曹忠兒・安兒のごとく「兒」字をもつソグド人名が見えるので、康洛兒はその姓名からソグドの血を引いていた可能性は高いといつてよいであろう。康洛兒の場合は、たまたま後の隋・文帝の父親の業績にかかわったので、わずかに引用箇所のみその名をとどめたが、記録に残らなかった同じケースは他にもあったであろう。墓主史射勿は、そのようなソグド人都督だったのである。

#### 隋の右領軍驃騎將軍

さて、北周の都督であった墓主は、五九四年（文帝・開皇一四年）に帥都督となり、最終的には六〇五年（煬帝・大業元年）に右領軍驃騎將軍の称号を授与されたと墓誌に刻される。『隋書』百官志下によれば煬帝の官制改革は大業三年であるので、墓主の帥都督以降の官名はすべて隋・文帝期の制に依拠したものと見てよい。

隋の都督・帥都督・大都督等の官名が北周の制に由来することは、すでに谷霽光『府兵制度考釈』以来、定説とされている

(近年では張國剛「唐代府兵淵源与番役」、同氏「唐代政治制度研究論集」台湾・文津出版社、一九九四年)。今、『周書』卷二四、盧辯伝、王仲孳『北周六典』卷九、および『隋書』百官志下に基づいて、北周と隋の制を比較してみれば、次のとおりである。

〔北周〕 柱国大將軍(正九命) — 大將軍(正九命) — 驃騎・車騎大將軍(九命) — 驃騎・車騎將軍(正八命) — 大都督(八命) — 帥都督(正七命) — 都督(七命)

〔隋〕 上柱国(従一品) — 柱国(正二品) — 上大將軍(従二品) — 大將軍(正三品) — 將軍(従三品) — 驃騎將軍(正四

品) — 車騎將軍(正五品) — 大都督(正六品) — 帥都督(従六品) — 都督(正七品)

大都督で比較してみれば、隋制は周制より二階級半(五ランク)降格されていることがわかる。これは、軍將の地位を下げ、その実権を分散させたためだとされる(谷霽光、一一四頁)。

ところで、墓主史射勿の最終官職である「右領軍驃騎將軍」については、考察の余地が残される。というのも、『隋書』百官志下(七七九頁)の文帝官制には、左右衛・左右武衛府・左右武候・左右領左右府・左右監門府・左右領軍府の十二衛(十二府)の制を述べ、そこには、

左右領軍府は、おのおの十二軍の籍帳・差科・辭訟の事を掌る。將軍を置かず。唯、長史・司馬・掾属及び録事・功・倉・戸・騎・兵等の曹參軍、法・鎧等の曹行參軍(各一人)、行參軍(十六人)等の員有るのみ。

と記されており、これを素直に読めば、左右領軍に將軍は存在しなかったことになるからである。それでは、墓主が就任した右領軍驃騎將軍とはどのような軍職だったと考えればよいであろうか。

実は『隋書』を検索すると、百官志の右の記事があるにもかかわらず、文帝期および煬帝期の大業三年以前に左右領軍の大將軍・將軍の称号を帯びた者は、管見の限りでは一二名見出すことができる。一步譲っても、右の百官志の記事は、左右領軍府には左・右領軍大將軍、同將軍を置かないと述べているだけで、左右領軍府に所属する地方府の驃騎將軍を置かないとまで言っている訳ではない。

そこで、石刻史料をあたってみると、本墓主に近似の例として、次のようなケースに出会う(所在は『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』第一〇冊の墓誌番号で示す)。

〔劉德墓誌〕〔四九三〕 上開府儀同三司(仁寿元年) ↓涇州右武衛三驃騎

〔孔神通墓誌〕〔五〇六〕帥都督（建德四年）↓大都督（同五年）↓驃騎將軍（開皇一二年）↓右武衛車騎（大業元年）

〔伍道進墓誌〕〔五五四〕都督（建德五年）↓帥都督（開皇六年）↓左衛率府翊衛車騎（仁壽三年）↓勳衛車騎（同年）↓

左衛府左右車騎（大業元年）

〔范安貴墓誌〕〔五六六〕都督（開皇三年）↓帥都督↓開府儀同三司↓右領軍右二驃騎將軍（いずれも開皇中）

また、『金石萃編』卷六一「乙速孤神慶碑」には、碑主の祖父は「周の右武侯□□府驃騎將軍、開府儀同三司」であったという。解説不能の二字は「左」「右」のどちらかと数字が記されていたはずである。これらの数字は、右の「范安貴墓誌」でいえば、右領軍の配下の驃騎府の次序排列を表し（谷霽光、一―三頁）、「劉德墓誌」の場合はその驃騎府が涇州に置かれていたことを示す。これらの事例を参考にすれば、史射勿は、煬帝の大業元年に右領軍配下の驃騎府の長官である驃騎將軍に就任したものと解してよいであろう。しかし、その驃騎府が設置された場所としては、原州がまず第一候補地ではあるが、残念ながらそこまでを証明する史料は今のところ存在しない。

#### 原州の地政学的意義

最後に、史氏一族の墓が発見された、原州（固原）という地の地政学的意義に触れておきたい。

そもそもこの地は、東南方面は長安に通じ、西方は河西につながる交通の要衝であるが、それだけではなく、北方の靈州との関係を見落としてはならない。北魏末に、後に西魏を建てることになる勢力が関中に進出した際、それを率いたのは賀拔岳であり、その死後を受け継いだのが宇文泰であるが、彼らはいずれも原州に進出し、まずそこを拠点としたのであった。その理由は、当時靈州に曹泥という有力者が拠っており、彼は東魏の高歡と通じていたからである。

その高歡は、西魏と対抗するために、山西の太原を押さえていた。太原と靈州の二大拠点を支配下に収めれば、長安を攻略できるのである。安史の乱に際し、賊軍に長安を占領された唐側は、肅宗がまず靈州に行き、そこから太原方面を押さえ、ウイグルの援軍を得て長安を回復したし、唐初に突厥が大挙して中国侵寇を企てた際にも、突厥は太原方面と靈州方面から長安進攻を計画した。したがって、関中に進出した宇文泰らが進まず押さえねばならなかったのは、靈州に対する防衛線の要である原州だったのである。

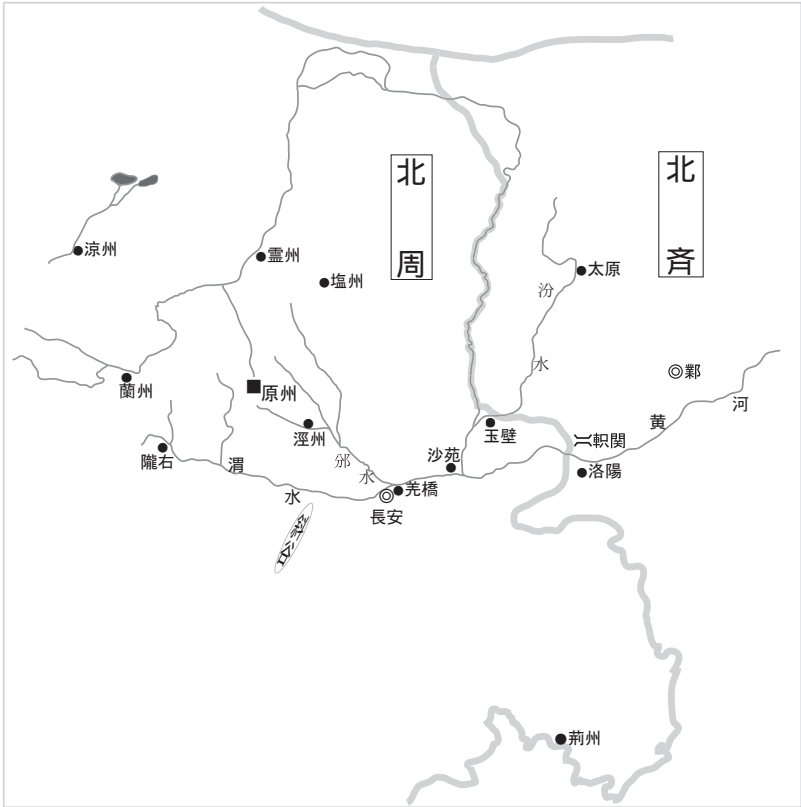
ところで、その時、同地を護っていたのは、原州刺史の史帰という人物であった（『周書』八頁、二六九頁、二八二頁に登

場)。宇文泰側は、この史婦を打ち破つて、原州を押さえたのである。その姓だけを根拠に、この人物をソグド系と決めつける訳にはゆかないが、可能性はあるであろう。もしそうだとすれば、史氏は北魏末には原州に達していたことになる。

固原の史氏一族は、おそらくは河西方面から中国に入つて来たのであろうが、やがて彼らが原州に落ち着いたのは、この地が河西・長安・靈州とを結ぶ交通の要衝だつたからであらう。そして、その時期は、遅くとも西魏初期、早ければ北魏末期にさかのぼる。一般に、ソグド人という商人のイメージが強いが、本「史射勿墓誌」から浮かび上がったのは、軍人として北周・隋代を生き抜いた墓主の姿であつた。彼が父親に従つて親子数名で中国に移住してきたなどということがあろうはずはなく、彼の背後には、かつて薩宝に率いられていた数多くのソグド人が存在したに違いない。『隋書』百官志下、隋・文帝期の制、流内視品十四等の視正九品の条（七九一頁）には、「諸州胡二百戸已上薩保」が挙げられている。また、『隋書』卷七、礼儀志二（一四九頁）には、北齊末期の状況として、

後主の末年、其の鬼に非ざるを祭り、躬自<sup>カサカ</sup>ら鼓舞して、以て胡天に事うるに至る。鄴中遂に淫祀多く、茲の風、今に至るまで絶えず。後周、西域を招来せんと欲すれば、また胡天を拝するの制有り。

と述べられている。こうしたことを考え合わせると、固原の史氏一族の墓誌は、六鎮の乱によつて北魏を東西に分裂させて、やがて隋・唐を生み出してゆくエネルギーが、ただ単に長城地帯の勢力によつてのみもたらされたと見るのではなく、より広い視野で、少なくともユーラシア東半の動きの中でとらえる必要があることを、われわれに示しているのではなからうか。



「史射勿墓誌」 関連地図